

## 第6章 計画の推進管理

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 地球温暖化対策実行計画推進協議会

篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例に基づき設置した組織で、本計画の策定後には、計画の進捗状況の確認や行政の適正な推進のための提言等を行う場として開催します。

#### (2) 推進委員会

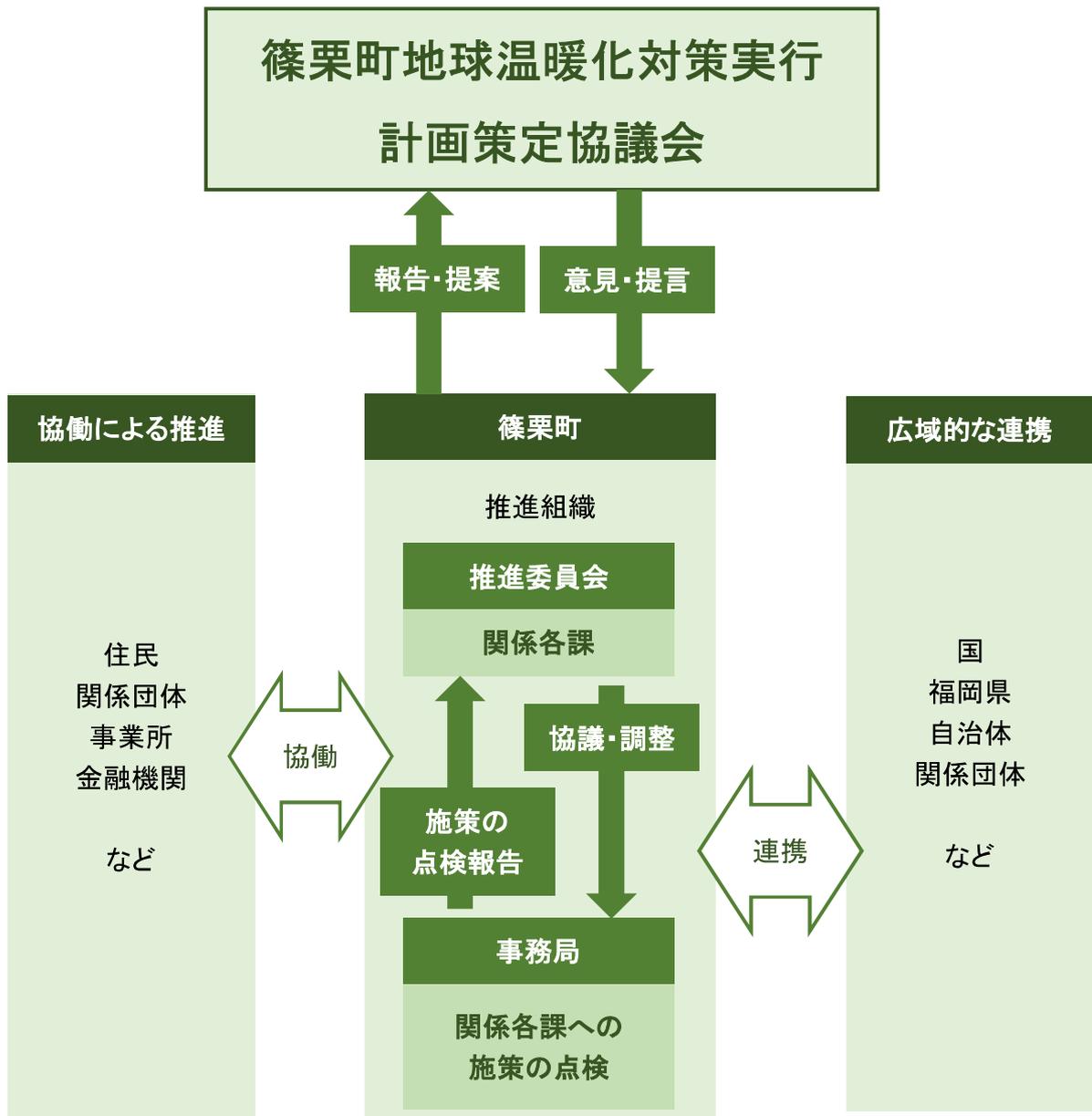
篠栗町地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱に基づき設置した組織で、本計画の策定後には、計画の進捗状況の把握や庁内の関係各課による施策の調整等を行う場として開催します。

#### (3) 協働による推進

本計画の着実な推進において、住民や住民団体、事業者等との協働は欠かすことができません。したがって、住民や住民団体、事業者等と町が情報交換をしながら、協働によって取り組みを進めていきます。

#### (4) 広域的な連携

地球温暖化は、極めて広範囲かつ将来の世代に及ぶ問題であることから、篠栗町単独では解決できない環境課題も存在します。そのような広域的な取り組みについては、近隣自治体や県、国の関係機関等との調整や連携を図りながら推進していきます。



## 2. 計画の進行管理

### (1) 進行管理

計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(計画の推進)、Check(点検及び評価)、Action(改善及び見直し)という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。

Checkにおいては、対策・施策の進捗状況とともに、削減目標の達成状況を評価します。また、その取り組み状況に関する年次報告書を毎年作成し、町ホームページ等で公表することで、住民・事業者などに情報を提供します。



### (2) 計画の周知

本計画に掲げる削減目標を達成するには、住民、事業者、町が計画の内容を理解し、取り組みを実践することが必要です。そのために、町内の主要公共施設に設置するほか、町ホームページや広報ささぐりへの掲載、各種イベントや出前講座などを通じた説明など、さまざまな機会をとらえて、計画内容を広く伝えていきます。

### (3) 必要な財源の確保

計画に掲げた取り組みを進めていくために、計画の進捗状況を検証しつつ、国庫補助事業等を活用し、円滑な脱炭素政策を進めていきます。又、第三者所有モデルを活用し、支出の平準化を図ります。